

「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律」
「雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律」
の一部を改正する法律」

審議経過

- 平成23年2月10日 閣議決定
- 平成23年2月14日 法案提出
閣法第23号（求職者支援）
閣法第24号（雇用保険）
- 平成23年4月20日 衆議院厚生労働委員会提案理由説明
- 平成23年4月22日 衆議院厚生労働委員会質疑①
- 平成23年4月27日 衆議院厚生労働委員会質疑②
修正（求職者支援）、採決
※ 修正含め、全会一致
- 平成23年4月28日 衆議院本会議議了
※ 全会一致
- 平成23年5月10日 参議院厚生労働委員会趣旨説明
- 平成23年5月12日 参議院厚生労働委員会質疑、採決
※ 全会一致
- 平成23年5月13日 参議院本会議議了・成立
※ 全会一致
- 平成23年5月20日 公布
平成23年法律第46号（雇用保険）
平成23年法律第47号（求職者支援）

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案に対する修正案要綱

第一 相当認定に関する事務の主体の変更

附則第三条第一項に規定する相当認定に関する事務を行わせる主体について「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」を「独立行政法人雇用・能力開発機構」に改めること。

(附則第三条第三項関係)

第二 支援施策に要する費用の負担の在り方の検討

特定求職者の就職に関する支援施策の在り方についての検討を行うに当たっては、その支援施策に要する費用の負担の在り方について速やかに検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする
こと。

(附則第十三条第二項関係)

第三 その他

その他所要の規定の整備を行うものとする。

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案に対する修正案

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一条中「附則第三条」を「附則第三条第一項から第四項まで」に改め、「第十二条、第十三条」を削り、「第十五条」を「第十四条」に改める。

附則第三条第一項中「においても」の下に「職業訓練を行う者の申請に基づき」を加え、同条第三項中「この法律の施行前においても、機構」を「この法律の公布の日から施行日の前日までの間、独立行政法人雇用・能力開発機構」に改め、同条に次の二項を加える。

4 独立行政法人雇用・能力開発機構は、この法律の公布の日から施行日の前日までの間、独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第百七十号）第十一条に規定する業務のほか、相当認定に関する業務及びこれに附帯する業務を行う。

5 この法律の施行の際現に独立行政法人雇用・能力開発機構に対してなされている第一項に規定する申請その他の手続は、機構に対してされた第四条第一項に規定する申請その他の手続とみなす。

附則第九条中「項中」の下に「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」とあるのは「独立行政

法人雇用・能力開発機構」と、」を加え、「とあるのは、」を「とあるのは」に改める。

附則第十三条を削る。

附則第十四条に次の一項を加え、同条を附則第十三条とする。

2 前項の特定求職者の就職に関する支援施策の在り方についての検討を行うに当たっては、その支援施策に要する費用の負担の在り方について速やかに検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則第十五条を附則第十四条とする。

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案に対する修正案対照表

○ 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第 号）

（傍線部分は修正部分）

修正後	政府案
附 則	附 則
（施行期日）	（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、次条及び附則第三条第一項から第四項までの規定、附則第八条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の七十一の項の次に一項を加える改正規定並びに附則第九条及び第十四条の規定は、公布の日から施行する。	第一条 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定、附則第八条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の七十一の項の次に一項を加える改正規定並びに附則第九条、第十二条、第十三条及び第十五条の規定は、公布の日から施行する。
第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行前においても、職業訓練を行う者の申請に基づき、その者の行う職業訓練が第四条第一項各号に掲げる要件に相当する要件に適合するものであることについて同項の認定に相当する認定（以下この条において「相当認定」という。）をすることができる。	第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行前においても、その者の行う職業訓練が第四条第一項各号に掲げる要件に相当する要件に適合するものであることについて同項の認定に相当する認定（以下この条において「相当認定」という。）をすることができる。
2 （略）	2 （略）
3 厚生労働大臣は、この法律の公布の日から施行日の前日までの間、独立行政法人雇用・能力開発機構に、相当認定に関する事務	3 厚生労働大臣は、この法律の施行前においても、機構に、相当認定に関する事務を行わせることができる。

を行わせることができる。

4 独立行政法人雇用・能力開発機構は、この法律の公布の日から施行日の前日までの間、独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第百七十号）第十一条に規定する業務のほか、相当認定に関する業務及びこれに附帯する業務を行う。

5 この法律の施行の際現に独立行政法人雇用・能力開発機構に対してなされている第一項に規定する申請その他の手続は、機構に對してされた第四条第一項に規定する申請その他の手続とみなす。

（住民基本台帳法の一部改正に伴う経過措置）

第九条 この法律の公布の日から施行日の前日までの間においては、前条の規定による改正後の住民基本台帳法別表第一の七十一の二の項中「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」とあるのは「独立行政法人雇用・能力開発機構」と、「第四条第一項の認定」とあるのは「附則第三条第一項の相当認定」とする。

（削除）

（住民基本台帳法の一部改正に伴う経過措置）

第九条 この法律の公布の日から施行日の前日までの間においては、前条の規定による改正後の住民基本台帳法別表第一の七十一の二の項中「第四条第一項の認定」とあるのは、「附則第三条第一項の相当認定」とする。

（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法の一部改正に伴う経過措置）

第十三条 この法律の公布の日から施行日の前日までの間においては、前条の規定による改正後の独立行政法人高齢・障害・求職者

(検討)

第十三条 (略)

2 前項の特定求職者の就職に関する支援施策の在り方についての検討を行うに当たっては、その支援施策に要する費用の負担の在り方について速やかに検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第十四条 (略)

雇用支援機構法第十四条第一項第八号中「第四条第一項の規定による認定」とあるのは、「附則第三条第一項に規定する相当認定」とする。

(検討)

第十四条 (略)

第十五条 (略)

「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案」及び「雇用保険法及び労

働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案」に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 現下の厳しい雇用失業情勢にかんがみ、求職者支援制度が第二のセーフティネットとして、就職の促進を図るべく、その機能を十分に発揮することができるよう制度の運営に万全を期すること。特に、職業訓練の対象者については、意欲と能力を有し、職業訓練等の支援の必要性が認められる者とする。また、職業訓練の認定に関しては、技能の向上が図られ、就職に資するものとなっているなど訓練内容などについて適切に審査を行うとともに、不正受給の防止策を講じること。

二 「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案」の附則の規定に基づく施行後の見直しにおいては、雇用保険制度や生活保護制度の在り方をも見据え、雇用保険の被保険者も含めた求職者全体について、職業訓練や各種の給付制度など就職支援施策全体の在り方を財源も含め総合的に検討し、必要な対応を図ること。

三 雇用保険制度については、激甚災害の特例措置が適用された場合の取扱いなど委員会での指摘を踏まえ、被保険者の立場に立った対応を検討すること。

四 雇用保険の国庫負担の本則復帰については、雇用保険制度の安定的な運営を確保するため、早期に安定財源を確保し、その実現を図ること。

五 未曾有の被害をもたらした東日本大震災は、雇用面においても甚大な影響を及ぼしていることから、雇用対策に係る特例措置の周知徹底に努めるとともに、被災者が早期に生活再建ができるよう、被災者に対する就労支援など雇用対策の一層の充実・強化を図ること。

「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案」及び「雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案」に対する附帯決議

平成二十三年五月十二日

参議院厚生労働委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、現下の厳しい雇用失業情勢にかんがみ、求職者支援制度が第二のセーフティネットとして、就職の促進を図るべく、その機能を十分に発揮することができるよう制度の運営に万全を期すること。併せて、ハローワーク等における十分な就職支援体制の整備を図ること。

二、求職者支援制度における職業訓練の対象者については、意欲と能力を有し、職業訓練等の支援の必要性が認められる者とする。また、職業訓練の認定に関しては、技能の向上が図られ、就職に資するものとなっているなど訓練内容などについて適切に審査を行うとともに、不正受給の防止策を講ずること。

三、「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案」の附則の規定に基づく施行後の見直しにおいては、雇用保険制度や生活保護制度の在り方をも見据え、雇用保険の被保険者も含めた求職者

全体について、職業訓練や各種の給付制度など就職支援施策全体の在り方を財源も含め総合的に検討し、必要な対応を図ること。

四、激甚災害の特例措置が適用された場合の雇用保険の取扱いについては、被保険者の立場に立った対応を検討すること。

五、雇用保険の国庫負担の本則復帰については、雇用保険制度の安定的な運営を確保するため、早期に安定財源を確保し、その実現を図ること。

六、未曾有の被害をもたらした東日本大震災は、雇用面においても甚大な影響を及ぼしていることから、平成二十三年度第一次補正予算、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律等の成立を踏まえ、雇用対策に係る特例措置の周知徹底に努めるとともに、被災者が早期に生活再建ができるよう、被災者に対する就労支援など雇用対策の一層の充実・強化を図ること。また、震災による影響が広範囲に及んでいることから、被災地以外の地域の雇用対策についても万全を期すること。

右決議する。